

私たちがお手伝いしています

せい ねん こう けん せい ど

# 成年後見制度



成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害等により、  
物事を判断する能力が十分ではない方に、  
本人の権利を守る援助者として成年後見人等を選任し、  
本人の権利や財産を法的に守る制度です。

**発行：仙台市成年後見サポート推進協議会**

仙台市成年後見サポート推進協議会とは

仙台市内における成年後見制度と日常生活自立支援事業の円滑な活用を目的として、弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職団体等により組織され、平成17年に発足しました。令和5年度からは仙台市の権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける「協議会」的な位置付けとなっています。

# 法定後見制度と任意後見制度



成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」とがあります。

## 法定後見制度

現在判断能力が不十分な方について、家庭裁判所が成年後見人等を選任し、成年後見人等が財産管理や身上保護についての判断や決定を支援します。法定後見には3つのタイプがあります。また、本人へのきめ細かな支援が必要な場合、家庭裁判所が「監督人」を選任することがあります。

| 類型  | 後見    | 保佐    | 補助    |
|-----|-------|-------|-------|
| 担い手 | 後見人   | 保佐人   | 補助人   |
|     | ⋮     | ⋮     | ⋮     |
|     | 後見監督人 | 保佐監督人 | 補助監督人 |

## 任意後見制度

判断能力が不十分になったときにそなえて、希望する財産管理・身上保護の内容を、判断能力があるうちに信頼できる人に依頼します。公正証書による契約が必要です。

任意後見人

任意後見監督人

判断能力が低下し、家庭裁判所で監督人が選任されることにより後見活動が始まります。

### 監督人とは？

監督人は定期的に成年後見人等から報告を受けたり資料提出を求めたりする等、適切な支援が行われているかをチェックします。



後犬 (こうけん) ちゃん  
 ※厚生労働省  
 『成年後見はわかり』  
 サイトマスコット

## 法定後見制度の類型

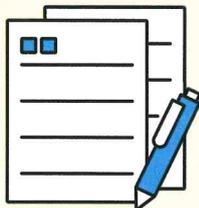
法定後見制度には、以下の3つのタイプがあります。

| 後見   | 保佐   | 補助   |
|--|--|--|
| 判断能力が欠けているのが通常の状態の方です。   | 判断能力が著しく不十分な方です。   | 判断能力が不十分な方です。  |
| 例えは…<br>●簡単なことについて、何度説明を受けても理解できない<br>●契約内容の理解がほとんどできず、契約は不可能<br>等 | 例えは…<br>●簡単なことについて、説明を受けると少しは理解できる<br>●契約内容の理解が不十分で、不必要な契約をすることもあり、支援者の同意があるほうが望ましい<br>等 | 例えは…<br>●簡単なことについて、説明を受ければおおむね理解できる<br>●おおむね契約内容を理解し、契約行為を行うこともできるが、支援者がいたほうが安心<br>等 |

## 成年後見人等の役割

### 身上保護

本人に必要な福祉サービスの手続きや契約、住まいの確保、病院への通院・入院の手配、日常生活に必要な各種手続き等、本人が暮らしやすい環境で生活できるよう支援します。



### 財産管理

預貯金からの入出金、家賃や光熱水費等の各種支払い、年金や保険の手続き、不動産の管理等、計画を立てて本人のために適切な財産管理を行います。



※掃除や買い物、病院への送迎等事実行為にあたることは成年後見人等の役割ではありません。  
 ※成年後見人等は、身元保証人になることや手術や治療に同意をすることはできません。

# 法定後見制度の手続きの流れ



## 制度についての相談

まずは制度について理解しましょう。  
相談窓口は裏面をご参照ください。

## 手続案内

家庭裁判所で手続案内を受け付けています。  
手続案内を受けた上で、ご自身で申立てをする意向がある方には申立書類等について、具体的な説明があります。予約は不要ですが、手続案内の時間は裁判所に確認してください。所要時間は1時間程度（動画視聴を含む）です。

## 申立

申立書類の準備ができたなら、家庭裁判所に申立てを行います。

## 審理

家庭裁判所が、以下の鑑定、調査等を行います。

### 《鑑定》

必要に応じて家庭裁判所が指定した鑑定人が、本人に対して問診や検査等を行います。

### 《本人の調査》

必要に応じて、家庭裁判所調査官が本人と面接をします。

### 《親族・申立人等の調査や事情聴取》

必要に応じて、家庭裁判所調査官が親族や成年後見人等候補者等について調査を行ったり、参与員等による事情聴取が行われます。

申立書類や、鑑定結果、本人や親族等への調査結果等を総合的に検討し、審査が行われます。

申立てができるのは、本人、配偶者、4親等内の親族等です。申立て可能な方がいない場合は市長が申立てることもできます。

成年後見人等の選任は家庭裁判所が諸般の事情を踏まえて決定するため、後見人等候補者を指定して申立てたとしても必ずしも希望どおりになるとは限りません。

## 審判

法定後見開始、成年後見人等の選任の審判が家庭裁判所からおります。  
審判が確定すると法定後見が開始し、法務局で登記されます。

- 申立てには、収入印紙代、郵便切手代等がかかります。また、場合によっては、鑑定料が必要となります。
- 通常、申立てから審判までは平均3ヶ月程度かかります。
- 鑑定については、申立書類の「診断書（成年後見制度用）」を作成してもらうときに、家庭裁判所から依頼があった場合、鑑定を引き受けていただけるかどうか主治医に確認しておくといよいでしょう。

ひとロメモ！

## 日常生活自立支援事業（まもりーぶ仙台）

日常生活自立支援事業は、判断能力の低下が比較的軽度の方を対象としています。本人との契約により福祉サービスの利用に関する援助や日常的な金銭管理の支援を行い、地域において自立した生活が送れるように支援します。（有料 ※ただし、生活保護受給者・市民税非課税の方には減免制度があります。）

### ●支援内容

利用している福祉サービスの内容確認、区役所からの郵便物等の確認、各種サービス利用料等の支払い、生活費のお届け、通帳・印鑑等の保管 等

※成年後見人等のように契約等の法律行為を代理する事はできません。

**お問合せ先** 仙台市権利擁護センター TEL 022-217-1610

# 相談・問合せ先のご案内

## 仙台市成年後見総合センター（社会福祉法人仙台市社会福祉協議会）

仙台市成年後見サポート推進協議会事務局 TEL.022-223-2118

お近くの**地域包括支援センター**でも相談を受け付けています。  
※但し、高齢者対象



## 各区・総合支所障害高齢課（市長申立・費用助成制度（利用支援事業）について）

青葉区保健福祉センター  
TEL.022-225-7211（代表）

宮城総合支所  
TEL.022-392-2111（代表）

宮城野区保健福祉センター  
TEL.022-291-2111（代表）

若林区保健福祉センター  
TEL.022-282-1111（代表）

太白区保健福祉センター  
TEL.022-247-1111（代表）

泉区保健福祉センター  
TEL.022-372-3111（代表）

## 仙台市成年後見サポート推進協議会 参加団体

以下の団体でも成年後見制度のご相談を受け付けています。

※詳細な相談は有料となる場合があります。詳しくは各団体へお問い合わせください。



○：対応可能な内容

| 団体名   | 連絡先  | 制度全般<br>についての<br>相談対応 | 申立書作成<br>の助言 | 後見人<br>候補者<br>についての<br>相談対応 | 任意後見<br>についての<br>相談対応 |
|---|--|-----------------------|--------------|-----------------------------|-----------------------|
| 仙台弁護士会法律相談センター<br>（高齢者・障害者の権利に関する委員会）                   | 022-223-2383   | ○                     | ○            | ○                           | ○                     |
| 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート宮城支部<br>（宮城県司法書士会）               | 022-263-6786   | ○                     | ○            | ○                           | ○                     |
| 権利擁護センターぱあとなあ宮城<br>（一般社団法人宮城県社会福祉士会）                    | 022-233-0296   | ○                     | —            | ○                           | —                     |
| 一般社団法人社労士成年後見センターみやぎ<br>（宮城県社会保険労務士会）                   | 022-796-2473   | ○                     | ○            | ○                           | ○                     |
| 東北税理士会成年後見支援センター  | 050-3533-6777  | ○                     | —            | —                           | —                     |
| 公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター宮城県支部<br>（宮城県行政書士会）               | 022-397-9420   | ○                     | ○            | ○                           | ○                     |
| 一般社団法人<br>宮城県精神保健福祉士協会<br>※連絡等は基本的にFAXまたはmailでの対応となります。 | (FAX)<br>050-3737-6686<br>(E-mail)<br>miyagi_psw<br>@yahoo.co.jp | ○                     | —            | —                           | —                     |

※弁護士および司法書士は、申立書作成の代行が可能です。

## 利用手続き・制度に関する問合せ先

### ※任意後見制度について

仙台家庭裁判所（後見センター）  
TEL.022-745-6090

仙台合同公証人役場  
TEL.022-261-0377  
TEL.022-222-8105  
TEL.022-266-8398  
TEL.022-221-6031

仙台一番町公証役場  
TEL.022-224-6148

仙台本町公証役場  
TEL.022-261-0744